

令和 5 年度

さぬき市財政援助団体等監査報告書

さぬき市監査委員

令和5年度財政援助団体等監査結果一覧

結果 No.	区分	項目	団体	所管課	ページ
1	検討事項	防犯カメラの設置について	香川県 造園事業 協同組合	教育委員会 事務局 生涯学習課	P6
2	指導注意事項	指定管理者評価委員会による評価の 実施について			P7

令和5年度財政援助団体等監査結果について

第1 香川県造園事業協同組合

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

(2) 監査の対象および実施日

対 象		実施日
団 体	内 容	
香川県造園事業 協同組合	令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務	令和5年10月20日
部 局		
教育委員会事務局 生涯学習課		

(3) 団体の本店所在地

香川県高松市鬼無町鬼無741番地1

(4) 団体の採用している会計基準

中小企業等協同組合法

(5) 監査の方法

令和4年度及び令和5年度に執行した当該事業所の公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、さぬき市監査基準に準拠し、関係書類の提出とともに関係者から説明を受けることにより監査を実施した。

(6) 監査の主な着眼点

[1] 指定管理団体に関する事項

- ア 事業の実施は、協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- イ 公の施設の管理に係る会計処理は、適切に行われているか。
- ウ 利用料等の収納事務は、適正に行われているか。
- エ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。
- カ 施設の運営管理及び財産の管理は、適切に行われているか。

[2] 所管課に関する事項

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ウ 指定管理者の選定は、適正・公正に行われているか。
- エ 協定書の締結は、適正に行われているか。
- オ 指定管理者に対する指導監督は、適正に行われているか。

(7) 指定管理の概要（さぬき市運動公園施設の管理運営に関する協定書に基づく）

[1] 事業目的

- ア 津田総合公園の管理運営
- イ 志度総合運動公園の管理運営
- ウ 長尾総合公園の管理運営

[2] 実施事業

- ア 指定管理業務の対象となる公の施設及び指定期間

さぬき市運動公園（津田総合公園、志度総合運動公園、長尾総合公園）

- ・各施設の所在地及び主な施設内容

【津田総合公園】 さぬき市津田町津田2020番地

- ・ テニスコート4面
- ・ 野球場
- ・ ゲートボール場4面
- ・ イベント広場 等

【志度総合運動公園】 さぬき市鴨庄4305番地1

- ・ テニスコート6面
- ・ 野球場
- ・ 運動広場 等

【長尾総合公園】 さぬき市長尾東2450番地

- ・ テニスコート7面
- ・ 野球場
- ・ 多目的広場
- ・ パターゴルフ18ホール
- ・ 研修センター
- ・ コテージ7棟
- ・ 野外バーベキュー施設6箇所
- ・ 野外ステージ
- ・ 遊具広場
- ・ ローラースケート場 等

- ・ 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 指定管理受託業務内容

- ・ 施設の利用申請の受付、許可等に関する業務
- ・ 業務運営に関すること
 - ① 施設の利用促進
 - ② 健康増進及び生涯スポーツの推進
- ・ 公園施設の維持管理に関する業務
 - ① 安全・快適な競技環境の提供
 - ② 清掃業務
 - ③ 電気・空調、給排水等設備管理
 - ④ 施設・設備保守点検及び定期検査の実施
 - ⑤ 1件当たり10万円未満の修繕
 - ⑥ 管理運営に必要な許認可の取得
- ・ 自主事業の運営に関すること
- ・ 利用料金の収受に関する業務
- ・ 施設賠償責任保険の加入に関すること
- ・ 利用者の安全確保に関すること
 - ① 安全上または利用上注意すべき施設等のマップの作成、管理
 - ② 園路、便所、樹木等への安全点検
 - ③ 遊具に関する専門業者の点検
 - ④ 安全対策、監視体制、緊急対策、防犯・防災対策など、各種のマニュアル作成及び従業員への訓練の実施
 - ⑤ 消防署、病院等との緊急連絡体制の整備
- ・ 個人情報の取扱いに関すること
- ・ 業務報告に関すること
 - ① 各種報告書の提出及びその提出期限の遵守
- ・ 管理運営のために体制の整備に関すること
 - ① 従業員の雇用に関すること
 - ② 経理業務・受付業務・帳簿作成業務等の実施
 - ③ 研修等の実施
- ・ その他の管理運営に関すること

(8) 施設の利用実績

公園名	項目	利用状況		
		R3	R4	R4とR3の差
津田 総合公園	件数(件)	1,290	1,302	12
	人数(人)	14,235	17,512	3,277
	収入(円)	4,469,375	5,118,375	649,000
志度総合 運動公園	件数(件)	2,222	2,060	△ 162
	人数(人)	23,631	26,624	2,993
	収入(円)	5,641,825	6,128,475	486,650
長尾 総合公園	件数(件)	3,563	3,457	△ 106
	人数(人)	27,207	37,848	10,641
	収入(円)	15,484,300	17,570,250	2,085,950
全 体	件数(件)	7,075	6,819	△ 256
	人数(人)	65,073	81,984	16,911
	収入(円)	25,595,500	28,817,100	3,221,600

(9) さぬき市からの委託料

ア 委託料

・令和4年度委託料決算額 26,500,000円

イ 令和4年度実績額及び令和5年度予算額

会計区分	内 容		所管課名	令和4年度 実績額 (円)	令和5年度 予算額 (円)
一般・特別	委託料	指定管理委託料	生涯学習課	26,500,000	26,500,000
合 計				26,500,000	26,500,000

(10) 収支の状況

令和4年度 津田総合公園、志度総合運動公園、長尾総合公園 収支状況

(単位：円)

科 目		R4年度	備 考
収入合計 (A)		58,770,921	
項目	指定管理料	26,500,000	
	施設使用料	28,817,100	
	その他収入	3,453,821	自動販売機収入等
支出合計 (B)		58,729,402	
項目	人件費	31,388,209	
	事務費	1,860,000	
	事業費	2,858,490	
	管理費	13,252,972	
	その他経費	9,345,822	イベント経費等
	租税公課	23,909	消費税等
収支 (A) - (B)		41,519	

2 監査の結果

監査の結果、所管部局及び監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、所管部局及び監査対象団体の事務に関し改善を要する項目が認められ、別記のとおり監査委員の意見を付すものである。監査対象団体に対する意見については、所管部局から伝達し、適正な対応を求める。

所管部局及び監査対象団体の改善を要する項目について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知については、監査の結果に関する報告をした日から起算して3か月を目処に行われたい。

監査年度	2023（令和5）年度		結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	教育委員会事務局 生涯学習課 香川県造園事業 協同組合	
指摘・意見等の項目	防犯カメラの設置について			
指摘・意見等の内容	<p>施設の安全管理等については。常に注意を払い危険な事が起こらない対策を取ることが大切である。</p> <p>熱中症対策やAEDの取扱いにおける訓練等は実施しているとのことであったが、防犯カメラについて確認したところ、設置をしていないとの回答であった。</p> <p>防犯カメラは、不審者の侵入を早期に察知するなど、初動に大きく関わるだけでなく、設置していることを周囲に認知させることにより、不審者の侵入を防ぐ抑止力としての効果も期待でき、危機管理上、非常に重要な設備であると考えます。</p> <p>今後、市及び指定管理者双方で協議を行い、設置の必要性について検討を望むものである。</p>			

監査年度	2023 (令和5)	年度	結果No.	2
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	教育委員会事務局 生涯学習課	
指摘・意見等の項目	指定管理者評価委員会による評価の実施について			
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市と香川県造園事業協同組合との管理運営業務においては、年度協定書を交わし業務の委託を行っているが、その年度協定書に、業務の細目は「さぬき市運動公園指定管理者業務仕様書に定めるとおり」とされている。</p> <p>その仕様書のうち、「8 運営状況の確認等」の「(1) 指定管理者評委員会による評価の実施（モニタリング）」において、「指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、定期的に指定管理者評価委員会による評価を実施します。」と定めているが、現状での実施は確認できない。</p> <p>この指定管理者評価委員会は、総務課に設置されている機関であり、その開催においても総務課に主導権があることは承知している。しかし、年度協定書については、担当課である生涯学習課が作成しているものであり、担当課においても指定管理業務を委託するに当たり、良好な運営状況の確認は必要な事柄ではないかと考える。また、「定期的に」と記している評価委員会の開催が為されていない場合、生涯学習課より総務課に対し、その開催の依頼を行うなど、実施を促すべきではないかと考える。</p> <p>今後は、両課が連携し、評価委員会において定期的にモニタリングを実施し、当該指定管理団体の管理状況やサービス水準を良好に保つことができるよう取り組んでいただきたい。</p>			

【監査結果の評価及区分の基準】

区 分	基 準
勧告	① これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がなされていないもの
	② 指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和5年度財政援助団体等監査結果について

第2 株式会社五輪

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

(2) 監査の対象および実施日

対 象		実施日
団 体	内 容	
株式会社 五輪	令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務	令和5年10月20日
部 局		
市民部 生活環境課		

(3) 団体の本店所在地

富山県富山市奥田新町12番3号

(4) 団体の採用している会計基準

中小企業の会計に関する指針

(5) 監査の方法

令和4年度及び令和5年度に執行した当該事業所の公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、さぬき市監査基準に準拠し、関係書類の提出とともに関係者から説明を受けることにより監査を実施した。

(6) 監査の主な着眼点

[1] 指定管理団体に関する事項

- ア 事業の実施は、協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- イ 公の施設の管理に係る会計処理は、適切に行われているか。
- ウ 利用料等の収納事務は、適正に行われているか。
- エ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。
- カ 施設の運営管理及び財産の管理は、適切に行われているか。

[2] 所管課に関する事項

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ウ 指定管理者の選定は、適正・公正に行われているか。
- エ 協定書の締結は、適正に行われているか。
- オ 指定管理者に対する指導監督は、適正に行われているか。

(7) 指定管理の概要（さぬき市斎場指定管理者基本協定書に基づく）

[1] 事業目的

さぬき市斎場の管理運営（墓地、埋葬等に基づく火葬業務）

[2] 実施事業

ア 指定管理業務の対象となる公の施設及び指定期間

・施設名称

さぬき市斎場

・所在地

さぬき市大川町富田中539番地2

・施設内容

- ・告別ホール
- ・式場
- ・控室
- ・炉作業室（人体炉4基、動物炉1基）
- ・霊安室 等

・指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

イ 指定管理受託業務内容

・施設の運営に関すること

- ①火葬業務経験が3年以上の責任者1名を配置すること
- ②施設の運営に支障がないように職員を配置すること
- ③火葬許可証の受理、使用料の徴収
- ④火葬業務（受入、告別、お別れ、火葬、収骨）
- ⑤動物の火葬・焼却物の処理、料金徴収
- ⑥墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬状況報告書の作成
- ⑦金銭管理簿の作成

- ⑧点検記録簿の作成（施設点検、火葬施設、消防、電気施設等）
- ⑨業務日誌、月報、統計の作成
- ・施設及び設備の維持管理に関すること
 - ①清掃、火葬炉設備、消防設備及び非常用放送設備、自家用電気工作物、機械警備、空調機器、自動ドア、照明器具等、設備点検等の保守管理
 - ②庭園等の外構設備の清掃、草刈り、花・木の手入れ・剪定の維持管理を行うこと
- ・その他
 - ①緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと
 - ②個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ること

(8) 施設の利用実績

利用施設	施設利用状況		
	R3	R4	R4とR3の差
告別式	1	1	0
通夜・告別式	1	4	3
待合室	0	0	0
霊安室	14	5	△ 9
合 計	16	10	△ 6

(9) 火葬種別実績

火葬種別	火葬種別件数		
	R3	R4	R4とR3の差
人体炉12歳以上	580	582	2
人体炉12歳未満	1	0	△ 1
死産児	6	1	△ 5
ペット収骨無	91	87	△ 4
その他（市へい死動物）	133	125	△ 8
その他（県へい死動物）	21	190	169
ペット収骨有	145	200	55
その他（生体、産汚物）	2	1	△ 1
合 計	979	1,186	207

(10) さぬき市からの委託料

ア 委託料

・令和4年度委託料決算額 37,485,930円

イ 令和4年度実績額及び令和5年度予算額

会計区分	内 容		所管課名	令和4年度 実績額 (円)	令和5年度 予算額 (円)
一般・特別	委託料	指定管理委託料	生活環境課	37,485,930	36,940,000
合 計				37,485,930	36,940,000

(11) 収支の状況

令和4年度 さぬき市斎場収支状況

(単位：円)

科 目		R4年度	備 考
収入合計 (A)		37,485,930	
受託料収入		36,940,000	指定管理料
補正予算収入		545,930	さぬき市より (原油価格高騰に伴う補正)
支出合計 (B)		38,814,439	
一般管理費	人件費	22,892,890	
	事務費	264,549	
	事務経費	1,036,592	
施設運営費	事業費	11,305,886	光熱水費等
	管理費	3,314,522	保守点検委託料等
収支 (A) - (B)		△ 1,328,509	

2 監査の結果

監査の結果、所管部局及び監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で述べたが、今後においても適正な執行に努められるよう要望する。